

- 1 会議名 全員協議会
- 2 日時 平成29年3月22日(火)  
午後1時30分～午後5時8分
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 全議員(黒川議員欠席)
- 5 出席者 市長 久保田桂朗、教育長 長屋勝彦  
総務部長 山田日出雄、市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 森山稔、建設部長 西垣正則、消防庁 堀尾明弘、教育こども未来部長 長谷川忍  
行政課長 中村定秋、秘書企画課長 佐野剛、協働推進課長 小松浩、同統括主査 小崎尚美、行政課主幹 佐藤信次、危機管理課長 隅田昌輝、同主幹 秋田伸裕、商工農政課長 伊藤新治、同統括主査 今枝正継、学校教育課長 石川文子、子育て支援課長 富邦也、同児童館長 柴垣裕子、同統括主査 佐藤さとみ
- 6 事務局出席者 議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤顕
- 7 議長あいさつ
- 8 市長あいさつ
- 9 報告事項
- (1) 一部事務組合議会の経過報告
- ① 小牧岩倉衛生組合議会  
塚本議員：資料に基づき説明  
質疑なし
- ② 愛北広域事務組合議会  
木村議員：資料に基づき説明  
質疑なし
- ③ 尾張水害予防組合組合会  
梅村議員：資料に基づき説明  
質疑なし
- (2) 執行機関からの報告
- ① 追加議案について  
総務部長：資料に基づき説明  
質疑なし
- ② 岩倉市男女共同参画基本計画改定版について  
協働推進課統括主査：資料に基づき説明  
櫻井議員：資料8頁「男女の地位の平等感(愛知県)」グラフがわかりづらい。  
確認であるが、グラフ左の項目から「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」、「平等」の順か。

協働推進課統括主査：そのとおりである。

宮川議員：説明がどのページのことか、また変更点はどこなのか、どこを目で追っていかわかりづらかった。

梶谷議員：資料36頁の「女性職員の活躍の推進に向けた目標」の平成27年度実績値は、いつの時点の数字か。

秘書企画課長：平成27年4月1日時点である。

大野議員：資料28頁の「女性の年齢別就業率の推移（岩倉市・愛知県）」の取扱いデータは、なぜ平成22年のものか。平成27年に国勢調査が実施されているがなぜか。

協働推進課統括主査：資料は知り得た最新データに基づいて作成しているが、この項目のみ平成22年のものが最新データとなってしまった。平成27年国勢調査のこの項目に関するデータはわからなかった。

③第2期岩倉市行政経営プラン及び同行動計画の策定について

行政課長：資料に基づき説明

堀議員：資料7頁の表「③環境に配慮した行政施策の推進」は、別の計画で進捗管理をしていると説明されたが別の計画とは何か。

行政課長：地球温暖化対策実行計画、環境基本計画での審議になる。

堀議員：資料18頁「②民間活力の積極的活用」の文中で、「指定管理者に対する監査を実施します。」としているが、これまでは「していなかった」という解釈で良いか。

行政課長：監査委員による監査は実施していなかった。

木村議員：資料16頁「①歳入確保の強化」の文中で、「使用料、手数料、負担金等の適正化」は、行動計画の取組業務でもあるのだが何か計画はあるか。江南市は来年度引き上げるようだ。

行政課長：これまで施設の使用料は設定以来一度も変えていないが、この間、消費税の導入や、消費税率の引き上げが行われてきたが料金の改定は行っていなかった。その点について見直す必要があるとの判断から、消費税増税に合わせて見直す計画とした。内部では基本方針を策定しているが、平成29年度にはパブリックコメントや議会への報告を行いながら、消費税増税に間に合うよう準備を進めている。

大野議員：平成29年度計画の策定はいつか。

行政課長：平成29年度4月早々に作成する予定である。

④避難所・緊急避難場所の指定について

危機管理課長及び同主幹：資料に基づき説明

梶谷議員：福祉避難所の乳幼児対応施設として、第五児童館（東小学校区）

とは現ポプラの家のことか。

危機管理課主幹：そのとおりである。

木村議員：なぜポプラの家という名称で避難所として指定しないのか。また東小学校区の避難所が少ない理由も併せて問う。

危機管理課長：名称に意図はないが、他の避難所を児童館名で表記しているので合わせている。指摘のとおり東小学校区は避難所が少ない。避難所に指定できる施設も少ないので、状況を見ながら、公共施設以外の民間施設も視野に入れながら、指定できるものは指定していきたい。

鈴木議員：福祉避難所の乳幼児対応施設は、指定に当たって、設備上の条件はあるか。

危機管理課主幹：規定は無いが、要配慮者が使用するので、バリアフリー等の観点から今回の位置付けとした。

鈴木議員：放課後児童クラブをこれから建設するに当たって、福祉避難所としての機能を持たせることについては協議したか。

危機管理課長：建設に当たっての協議はしていないが、乳幼児対応施設についてはこれが必要との想定ができない。また指針も示されてはいない。高齢者や障害者に対する対応については十分に検討していく必要性はあると考えている。

大野議員：新しく建設される施設は、今、内部で検討することが重要で、今後建設前に協議していくという理解で良いか。

危機管理課長：そのとおりと考える。指定に当たっては担当課とも相談しているので、今後も議論を深めていきたい。

梅村議員：大規模な火災の際の指定緊急避難場所である石仏スポーツ広場の門扉の開錠は不要なのか、管理者が行っているのか。

危機管理課主幹：管理者が行っている。

梅村議員：鍵を持っているのは誰か。

危機管理課主幹：生涯学習課で鍵を管理しているので、有事の際は職員が対応する。

梅村議員：大規模火災の規模はどれくらいを想定しているのか。

危機管理課主幹：最近の火災では糸魚川市大規模火災の様な大規模火災からの非難を想定している。

木村議員：東小学校区の指定緊急避難場所は東小学校のみである。避難場所が少ないのは問題と捉えるが、東町、中本町及び下本町の一部は東小学校区である。また東小学校の体育館は指定されていないが、他の学校の体育館は指定されている。今後の展望も含めて問う。

危機管理課主幹：内水氾濫については、指定の仕方によって東小学校の体育館も可能であるが、この地区は浸水ハザードマップの50cm以上の浸水が想定される区域でもある。よって避難の際に危険を伴うことが考えられるため外した。

木村議員：それは東小学校だけの問題ではなく、この校区の避難場所が東小学校のみになってしまうことを危惧している。将来的に指定避難場所が増える見込みがあるのか聞きたい。

危機管理課長：内水氾濫に係る避難場所の指定は東小学校区のみ課題ではないのだが、国が指針としているポイントは、堤防が決壊して大水が押し寄せるような場合の避難場所の指定である。五条川や矢戸川のような堀川が逸水する様な状況下では、避難場所として指定をしない方が安全と考えている。避難方法も垂直避難が適切な避難方法であると指針で示されている。議員の心配はもっともな事で、東小学校区の方には十分な説明が必要であると考えている。

木村議員：逸水した場合の避難方法や考え方について、明記していく必要がなかろうか。

危機管理課長：市民周知を徹底していくと共に、今後、施設が建設される場合は指定できるのか判断していきたい。

堀議員：先ほどの五条川小学校の放課後児童クラブに係る答弁で、関係部署と協議していないと説明されたが、この文書を作成するに当たって合議していないのか。

危機管理課長：「福祉避難所として何を整備していくのか」は協議していないが、福祉避難所の指定については協議している。

堀議員：この文書を決裁後に公開していくのに、総務部長は知っているものと考えてるが、教育こども未来部長も内容を知っているという理解で良いか。先の財務常任委員会の議論で、放課後児童クラブ建設に係る福祉避難所としての機能の説明がなかったものと記憶している。福祉避難所としての機能の要望に議論が発展していったと記憶するが、仕事が縦割りとなっている危惧を払しょくしてほしい。

総務部長：福祉避難所としての基準が無いなか、保育園も乳幼児対応施設として指定を行う。五条川小学校の放課後児童クラブは学童の施設であるが、乳幼児の施設としても満たされると考えている。担当部署にも指定について説明しているが、「指定するので、こんな施設にしてください」という要望まではしていない。文書の内容については担当部署も理解している。

榊谷議員：福祉避難所の参考記載について、精神障害者保健福祉手帳や療育

手帳保持者の記載はあるが、身体障害者手帳保持者の記載がないのはなぜか。

危機管理課主幹：訂正して載せる。

⑤岩倉市中小企業・小規模事業者活性化行動計画について

商工農政課長及び同統括主査：資料に基づき説明

質疑なし

⑥その他

・はしご車について

消防長：新しいはしご車について、4月以降ご覧いただきたい。

議長：4月19日（水）の全協開始前9時半でどうか。

各議員：異議なし。

議長：4月19日（水）午前9時半とする。

・平成29年度以降の組織体制について

秘書企画課長：これまで以上に企業誘致を積極的に推進するため、新年度から建設部に企業立地推進室を設置する。職員体制は3名である。組織は6部22課1室41グループの編成になる。市民には5月1日号広報、ホームページにて周知する。

大野議員：企業立地推進室の室長は課長級なのか、主幹級又は統括主査級なのか。

総務部長：人事異動にも触れることなので、この場では控えさせていただきたい。

（3）その他

特になし

10 協議事項

（1）平成29年3月15日に提出、可決された「議案第19号平成29年度岩倉市一般会計予算」に対する附帯決議1の対応について

教育こども未来部長：資料に基づき説明

大野議員：1階に福祉避難所機能を有し、2階には災害対策に関する機能を有する施設にならないか。

総務部長：各学校区避難所での災害対策本部は想定していない。実際には現地班の本部機能を有する空間が必要になるとは考えている。避難所は体育館を想定しているが、有事の際には放課後児童クラブ施設を柔軟に使用することが想定される。臨時的に新たな設備を設けることは考えていなかったが、今回、国庫補助のこともあるので、施設の内容については県とも十分に協議しているが、今後も相談していきたい。

大野議員：災害対策本部機能を有する設備、例えばスクリーン等を徐々に設置していけないか。柔軟に検討してもらえるとという解釈で良いか。

総務部長：無線等の設備配置は職員室になるが、持ち運びはその時の状況に応じた柔軟な対応になると考える。その他災害用備品は五条川小学校にも設置してあるので、それを使用する場所が福祉避難所になるのか現時点で想定できないが、学校内での備蓄となる。福祉避難所としての使用が前提となれば施設整備も必要になるが、一期一会荘の福祉避難所装備を備え付けた。

鈴木議員：これまでの公共施設の在り方として、必要なものを必要な時に必要な場所に作るという考え方であったが、今後の公共施設の在り方として「新しく作る施設にはいろんな要素を取り込んで」という提案である。例えば厚生労働省が2008年6月に福祉避難所のガイドラインを出しているが、これは小学校区に一つ福祉避難所を設置しなさいというものである。設置方法は新たな公共施設建設において、その要素を盛り込みなさいというものである。今回新たに公共施設を建設するので、福祉避難所の機能も持たせられないのか。施設内に手すりを付けて、身体障害者用のトイレを設置するだけで機能を有することになるのだができないか。児童数が減るなか、20年後も放課後児童クラブとしての機能だけで良いのか疑問である。将来の利用も見据えた機能を取り入れる必要があるとのお願いである。

総務部長：福祉避難所を否定するものではないが、施設の多目的化が国庫補助の対象になりえるかどうかは市が判断するものではない。県とも相談しながら進めているところで、施設の多目的化は国庫補助の対象になるかどうかは市が判断できないことであり、費用面においても市の負担が増えることになる。提案についてはこの場で判断することはできないが、どういった福祉避難所になるかの検討素材にはなりえると考える。

大野議員：一般質問のなかで、北部地域の方に開放するという答弁があったが、各行政区は子育て世代から高齢者まで様々な年代で構成されている。高齢者が使用しやすい施設であれば、誰でも使い勝手の良い施設になりえると考えるが、建設段階で福祉機能を備えた施設にすべきでないか。

教育こども未来部長：2階建て施設となるので、玄関から1階部分はバリアフリーである。手すりは階段にも設置するが、エレベーターは考えていない。トイレについては学校校舎や体育館自体にも福祉機能を有したトイレは無い。防災備蓄倉庫には簡易な障害者用のトイレが備蓄されている。トイレについては検討していくが、1番の目的は放課後児童クラブとしての

機能である。将来的にはあるが、1階部分については、子どもが少なくなれば高齢者のデイサービスの用途も考えられる。椅子ではなく、フロアに座る施設を予定しているので、八剣会館で実施しているお花の教室や習字の教室としても活用できないかと考えている。災害時優先ではないと考えているが、学校施設も含めて地域には解放していきたい。平日は囲碁や将棋、お花の教室にも地元で使用してもらえるよう考えていて、1階2階共にバリアフリーとしていくがエレベーターの設置は考えていない。トイレはスペースの問題もあるが、設計の段階で検討したい。静養室は2階を予定しているが、1階は事務室で全体を見渡せるような構造にしたいと考えている。現在地元の老人会等には説明していないが今後実施していきたい。また現在第6児童館や保育園で実施している幼児クラブもこの施設で実施していく予定である。

大野議員：繰り返しになるが、災害が起きることを前提に中長期的な視野に立ち、そのニーズを踏まえた上での施設にならないか。

総務部長：少子化で子どもの数は減っていくがどうするか。同時に高齢化も進み高齢化対応も必要になるし、地域への開放も学校と調整を図りながら検討しなければならないが、安全面の確保等時間がかかるのも事実である。福祉避難所としての使用を想定しながら備品の整備を徐々にしていくことはできると考えるが、現段階においては日程的な問題もあるので配慮いただきたい。

鈴木議員：先ほど危機管理課長から避難場所の説明があった。教育こども未来部長からは放課後児童クラブに災害に対する避難所要素はさほど盛り込まないとの説明があった。互いの立場が違うので、このような説明になると思うが、総務部長は立場的に総合的な判断を要すると思うが、新たな公共施設で多く市民が利用するのであれば、障害者用トイレを設置するだけで多くの用途を満たすので考えてほしい。

総務部長：福祉避難所を否定するものではない。しかし、現状でどこまでの設備を備えるか、多目的トイレを設置するのであればスペース確保のために他のスペースを潰すことにも繋がる。県との相談も必要になるし、設計段階でも検討が必要になると思われる。費用面のこともあるので、総合的に考えていきたい。

榊谷議員：財務常任委員会で質疑したが、放課後児童クラブの建設については放課後総合プラン等の会議において利用者へ説明しているとの答弁であったが、現在学童保育を利用している保護者の中には「説明を聞いていない」と話されている方もある。先ほど老人会や行政区への開放について説

明されたが、住民説明会を十分に行ってほしいが、今後実施するのか。住民説明会は実施してほしい。

児童館長：保護者には平成28年4月に学童保育連絡会にて説明を行った。

4月から南小学校と東小学校は改修により放課後児童クラブが始まったという説明と併せて五条川小学校にも空き教室を利用した放課後児童クラブ設置を予定しているが、それが困難な場合は敷地内建設も検討していると説明を行った。学童保育連絡会も学習会を開催し保護者向けのアンケートを作成し実施されている。第6児童館の学童保育利用者からは五条川小学校に場所が移っても問題ないとのことであった。説明がひととおり済んだ後の学童保育への加入者は説明を受けていないとも想定できるが、細やかな説明は実施してきた。

榎谷議員：現在の学童保育利用者のみではなく、今後の放課後児童クラブ利用者へ向けた住民説明会の有無である。

教育こども未来部長：新年度になったら学校から児童・保護者へ周知することと行政区、老人クラブ等は個別打診を行っていききたい。

宮川議員：再配置計画は廃止・統合も含めて検討するのだが、私はそれを無駄の排除と捉えている。あるべきスペースに必要なものを作るという柔軟な対応はできないか。

総務部長：再配置計画は40年という期間で13%減を目標としているが、五条川小学校校舎の現況、学童保育の状況を検討したときに、放課後児童クラブを建設し、子どもを受け入れ、保護者の子育て支援を行っていくことが決まった。今後、子どもが減って放課後児童クラブへのニーズも変化していくと想定できる。そのときは放課後児童クラブの存続ではなく、何らかの方針を打ち出さないといけないが、現時点で打ち出すことはできない。多用途もできることは実施したいと考えている。多用途化した施設を学童の施設として国庫補助を認められるのかは県と相談しながら進めていきたい。最初から多用途、福祉避難所としての機能を否定するものではない。認められる範囲のものは対応していきたい。岩倉市だけでは判断できない面もあるので、その点は理解いただきたい。

堀議員：今後の空き教室の生まれるシミュレーションはしているか。

教育部長：10年先までの子どもの人数は想定できないが、近年の出生数に変わりが無いことから子どもが減っていくことは無いと考えている。余談ではあるが来年度五条川小学校の新3年生はクラスが1増である。今後40人学級が35人学級に拡大していけば使用する教室が増えるとも考えられる。岩倉市の児童・生徒数はピーク時から半分以下になった。ピーク

時から小学校は50クラス、中学校は20クラス減っているが、空き教室が無いという状況である。特別教室や学年全体で集まれる教室を設置してきたためでもある。働き方の多様化のなか、子どもを預けたいというニーズは増えていくと考えている。

堀議員：必要なものは作るべきと考えているが、華美ではなく、最低限必要なものはいるのではないか。ユニバーサルデザインを新たな施設に取り入れる方針であるならば多目的トイレは必要ではないか。これは華美でも過剰投資にも当たらないと考える。これらを念頭において建設に当たるべきではないか。

教育こども未来部長：国庫補助金の申請に係る図面は完成しており、設計に関しては来年度予算であるが、そこで検討していきたい。今日の実情に合わせて多目的トイレ設置も県との協議を検討していきたいが、この場で判断できるとは言えない。

総務部長：否定しているものではないが、約束できるものではない。

堀議員：職員駐車場が邪魔になっていて建設に支障が出ているのか。

教育こども未来部長：学校に公用車がなく、緊急対応もしなくてはならないので職員が学校敷地内に車を停めてはいるが、保護者や来客者が訪問する際の駐車スペースの確保もしており、職員のためだけに駐車スペースを確保しているわけではない。

梅村議員：多目的トイレや地域開放等議論したが、施設の整備方針を決めていくに当たって、国庫補助の確保とは別と捉えれば良いのか。これを採用すれば国庫補助の対象から外れる施設になりうることはないか。

教育こども未来部長：多目的トイレに関しては補助対象になるかもしれない。県に確認してみないと現時点ではわからない。優先は放課後児童クラブに対する補助であることを理解いただきたい。放課後児童クラブの空き時間に幼児クラブが使用することは問題ないかもしれない。

梅村議員：岩倉市の要望内容によっては、岩倉市へ予定されていた国庫補助が、申請されている他の自治体への補助に変更されないか心配である。

教育こども未来部長：それは無いと考えている。しかし相談内容によって国庫補助と認められないものであるならば、それは諦めることとなる。

総務部長：国庫補助の基準があり、予算があつてのことなので、この場で「これは良い、悪い」という判断は難しい。

宮川議員：本来の目的や優先順位は大前提として、交渉はしてみるという考えはあるのか。

教育部長：国庫補助を付けてもらうことが前提の基での相談であり、経過の

報告は行う。いただいた意見については配慮していきたい。元々は、学校施設を放課後児童クラブにというコンセプトなので、建設したものを他に開放していくことは可能と考えるが、ハード面に関しては相談し進めていきたい。

総務部長：国庫補助が付くことを大前提に目指していきたい。

塚本議員：南小学校と東小学校の放課後児童クラブは校舎内に設置されたので公共施設としては小学校という位置づけであるが、五条川小学校の放課後児童クラブは校舎の外に建設される。一つの公共施設としてカウントするのか。

教育こども未来部長：来年度の3月には設管条例を考えている。

塚本議員：五条川小学校よりも北小学校が先と考えていたが、北小学校で放課後児童クラブを設置できなかった理由は何か。

教育こども未来部長：放課後児童クラブの現況について、北小学校区には第一児童館・くすのきの家と第二児童館がある。特に第一児童館は施設も大きく2階部分もあり、支援単位を分けて運営できている。曾野小学校区においても第三児童館と第七児童館があるので、結論として五条川小学校に至った。また、北小学校も空き教室が無く、建設する場所や市立体育館の問題もあり、来年度については結論に至らなかった。

塚本議員：曾野小学校は平成31年度計画とされているが、北小学校は計画されていないので、平成31年度までにはできないという解釈でよいか。

教育こども未来部長：実施計画上は曾野小学校が平成31年度で、嵩上げが平成30年度までなので、来年度の実施計画の際には前倒ししたいと考えている。市立体育館も含めた予算配分があるので総合的に検討したい。子ども子育て支援整備交付金は平成30年度までなので利用していきたい。

塚本部長：嵩上げという言葉はあるか。

教育こども未来部長：内閣府から都道府県の放課後児童健全育成事業担当宛ての文書のなかに用いられている用語で、「国庫補助率の嵩上げを行うこととした」とされている。公文書における通知文書に使用されている。

大野議員：北小学校区の放課後児童クラブへのニーズは高いと思われるので、方針をなるべく早く決めていただき、全員協議会や厚生・文教常任委員会協議会で報告いただきたい。

教育こども未来部長：来年度早々の実施計画査定を受け、今年度は10月の全員協議会で報告したが、来年度もその頃に示すことができると考える。

## (2) その他

- ・会議規則第54条の改正に向けて

梅村議員(議会運営委員会委員長):協議の上、5月臨時会に間に合わせたい。

3月28日の議会基本条例検証特別委員会の冒頭にて協議する。また、協議事項(1)の附帯決議の対応については、最終日の議会運営上、どのように取り扱っていくか。

堀議員:附帯決議については、財務常任委員会で決定した事項で、また議員全員出席による委員会であることを踏まえ、委員長名で附帯決議を付けるべきと考える。しかし今日の議論を踏まえて文案を変えないといけない。

梅村議員:委員長報告で本日の議論を踏まえた内容で報告するのか。文章は変えずに採決を諮ってはどうか。

木村議員:委員長報告においては委員会における報告はそのまま行うとして、提出者の説明において本日の議論を踏まえた結果に沿って、委員会時から変更した説明をすれば良いのではないか。

堀議員:財務常任委員会委員長名ではなく、動議として提出し直すことでどうか。

木村議員:委員会時における結果を報告し、本日の議論を深めたことから、附帯決議の内容を変えたという説明をすれば良い。議会としての提言という内容になるのではないか。留保や執行を停めるという言葉は抜くこととなると思われる。

11 その他

特になし